

第13回 議会のあり方調査特別委員会 会議概要

【開催日】 平成26年10月24日

【開催場所】 第1委員会室

【会議時間】 午後3時～午後3時55分
午後4時5分～午後5時

【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	河崎平男
委員	石田清廉	委員	伊藤 實
委員	河野朋子	委員	下瀬俊夫
委員	松尾数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
----	------	-----	------

【傍聴議員】

議員	岡山 明
----	------

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	事務局次長	清水 保
------	------	-------	------

【調査事項】

- 1 委員会中継について
- 2 市民モニターについて
- 3 災害時における議会の対応について
- 4 次回委員会開催日について

【会議の概要】

- 1 委員会中継について
委員会中継の方法について、事務局から資料に基づき説明した。

主な説明内容

- 備品購入の機械器具費で、ノートパソコンが1台、ウェブカメラ1台必要である。
- 通信について、Wi-Fiを開設することとし、通信料と手数料を計上している。
- 合計19万3,732円の初期投資が必要である。来年度は通信運搬費として、1年分、約10万円かかる。

説明に対する質疑

- 2つの委員会を中継したら経費はどうか。→ 示した金額は1カ所のみである。同時に行うと掛ける2になる。
- 複数行った場合、一方の委員会開催をずらすか、放映できないということになるのか。→ そのとおりである。
- ユーチューブで中継した場合、スマホでも見られるか。→ 見ることができる。

委員の主な意見

- スマホで委員会中継は見ることができるが、本会議中継は見るできないので、これについても検討が必要だ。
- 委員会中継の目的は、市民に公開し、見てもらいたいということなので、1台分の予算であれば、日程を変えるしかない。目先の20万円で委員会の審査日程をずらすと、予備日との関係も出てくる。
- マイク設備が1つしかないなので、その点も考慮する必要がある（事務局）→ 費用はどのくらいかかるか。→ 1セット215万円掛ける消費税だ。
- 場合によっては3つ同時ということもあるので、どの委員会を中継するのか。そのあたりも考えておかないといけない。
- 委員会中継に付随する設備が1セットしかない。日程調整はするが、同時に委員会を開催することは十分想定される。曖昧な対応ではなく、するなら完璧な体制をつくるべきだ。
- 当面は1セットで日程調整など努力し、2セット必要かという調整期間が必要ではないか。今の段階で2セット、3セットというのは困難だ。

- 原則は1日1委員会となっているので、重複したときにどこの委員会を中継するかのルールづくりをしたらどうか。
- ある程度、議会運営委員会でのルール決めは必要だ。
- すべての委員会を公開することが大原則であるので、1日1委員会で行い、本来2セットほしいところを1セット要求したという共通認識をしたらいい。

結論

本来であればすべての委員会を公開するということで2セット必要だが、予算的なことも考えて今回は1セットにすることとした。

2 市民モニターについて

市民モニター設置要綱（案）について議論した。

委員の主な意見

(1) 市民懇談会について

- 第3条第1項で「市民懇談会に参加し」とあるが、市民懇談会は申し込んだグループの人に限っているので、モニターが参加できるのか。
- 市民懇談会のあり方について意見を聞くという趣旨からすれば、先方に了解を求め、参加したほうが市民懇談会もより活性化するのではないか。
- 議会活動全般についてモニターが意見を言えるということであれば、参加できないのはモニター制度に合わないと思う。
- グループは議会と話がしたいのに傍聴者を入れるというのはどうか。また、グループの人よりもモニターが多いというときはどうするかと考えると、「参加する」とまで書く必要があるのか。
- 原則、議会活動に関するものは、すべてチェックして意見を出してもらうというスタンスでいいのではないか。
- 会場の設定や誰が来るかの確認など事務局が大変だ。また、議会報告会は来てもらわないといけませんが、市民懇談会は限られた方から相談を受けるので、その中に入ってくるのはどうか。
- 市民懇談会は、地域の人、団体の人何か問題があるので議会に相

談に来ているのにモニターがそこに参加してどうするのか。団体にとっては邪魔な存在といってもいいので、あまりふさわしくない。

(2) モニターの定員について

- 例えば30人とした場合、その30人をどのように選ぶかという問題がある。以前の議論では行政の審議会に出ている人はできるだけ避けようということもある。議長が適当と認めた団体等からとなっているので、団体は限定される。公募であれ団体からの推薦であれ、配分も含めてもう少し具体的な検討がいる。

(3) モニター会議について

- 第3条第4号に「モニター会議に出席し、議会活動及び運営に関する意見交換を行うこと」となっているが、来てもらって意見のやり取りをするのか、メールでするのか。
- モニターの意見に対し文書で返すだけでいいのか。ある程度、定期的にモニター会議を持って、直接「この部分についてはこうだ」という意見交換をするほうがいいのではないか。
- モニター会議は必要だ。旅費程度の報償を支給して会議を開き、意見交換をしたほうがいい。
- 詳細を整備する必要がある。任期との兼ね合いもあるので、執行部のモニター制度などを調査した後、再度協議したほうがいい。

(4) モニターの要件について

- 「他の公募委員を兼ねていないこと」ということが前回の会議で出たが、どうするのか。
- 公募のときに制限すればいい。
- 公募の数が多いいということが必ずしもいけないということではない。関心がある人を除いてもいいのか。公募の制限については、議長の選択権に委ねることでもいいのではないか。
- 公募するときには「何個以上はだめ」と明記すればいい。常識の範囲は2つか3つで、そのあたりはルールづくりをしたらどうか。
- 公募する場合は、後から議長の選択権で除くということは通用しない。

(5) モニターの募集・選考について

- 「選考を企画広聴部会が行う」となっているが、これでいいのか。団体から推薦で出ているのに広聴部会が「これはいい、これはだめ」ということができるのか。
- 団体からの推薦は基本的には追認だ。問題は公募で、数が多くなつたときにどうするかという問題が出てくる。
- 選考する組織は広聴部会以外にない。

(6) その他

- 定義の中に政策討論会がない。→ 追加することとした。また、第3条にも「傍聴し」を入れる。
- 第3条第1項で「本会議や委員会を傍聴し」となっているが、インターネットによる視聴もある。→ 追加することとした。

3 災害時における議会の対応について

災害対策本部に対する法令について、事務局から資料に基づき説明した。

委員の主な意見

- 市の本部条例については基本法の関係で職員しか入れないようになっているが、防災会議には市長が認めれば入れるようになっているので、もう少し議論が必要だ。

4 次回委員会の開催日について

次回の委員会は、11月7日（金）13時30分から開催することとした。

山陽小野田市議会モニター設置要綱

(設置)

第1条 山陽小野田市議会（以下「市議会」という。）の活動及び運営に関し、市民等から意見、提言等を広く聴取し、反映させることにより、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 議会報告会 山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）第24条に規定する議会報告会をいう。
- (2) 市民懇談会 山陽小野田市議会基本条例第19条に規定する市民懇談会をいう。

(職務)

第3条 市議会モニターの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 本会議並びに常任委員会及び特別委員会を傍聴し、又は議会報告会及び市民懇談会に参加し、当該会議の運営に関する意見、提言等を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 山陽小野田市議会だより、山陽小野田市議会ホームページ及び山陽小野田市議会フェイスブックページに関する意見、提言等を文書により提出すること。
- (3) 市議会が行う市議会の運営に関する調査に回答すること。

(4) モニター会議に出席し、議会活動及び運営に関する意見交換を行うこと。

- (5) その他議長が必要と認めたこと。

(定員及び任期)

第4条 市議会モニターの定員は、30人程度とする。

2 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(要件)

第5条 市議会モニターは、市議会に関心があり、次の各号に定める要件を全

て満たす者とする。

(1) 年齢満18歳以上の者

(2) 市内に住所を有する者又は市内に住所を有しない者で市内に勤務し、若しくは通学するもの

(3) 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者

(募集方法)

第6条 市議会モニターの募集は、次に掲げる方法により行うとする。

(1) 議長が適当と認めた団体等からの推薦

(2) 公募

(選考)

第7条 市民モニターの選考は、広報広聴特別委員会広聴部会において行うものとする。

2 前項の規定による市民モニターの選考に当たっては、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委嘱及び解嘱)

第8条 市議会モニターは、議長が委嘱する。

2 議長は、市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

(1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(提出された意見、提言等)

第9条 市議会モニターから意見、提言等が提出されたときは、議長は当該意見、提言等に関係する委員会に送付するものとする。

2 前項の規定により意見、提言等の送付を受けた委員会は、当該意見、提言等について検討し、検討結果を議長に報告するものとする。

3 議長は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、必要に応じて、当該意見、提言等を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(謝礼)

第10条 市議会モニターに対する謝礼は、支給しない。

(謝礼)

第10条 市議会モニターに対する謝礼は、予算の範囲内で支給する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年度

第 4号

補正 歳出予算要求書

平成26年10月20日

細目		001 議会運営費								(単位：千円)	
細々目		01 議会運営費									
節	細節	細々節	名称	補正前額	要求額	査定額	補正後額	算定の基礎		臨	備考
								NO	内 訳 (円)		
11			需用費	2,360	7	0	2,367				
	01		消耗品費	372	7	0	379	1	USB延長コード等 7,000円×一式	7,000	経
12			役務費	72	33	0	105				
	01		通信運搬費	24	29	0	53	1	Wi-Fi通信料 (1,700+5,000)*1.08*4	28,944	経
	03		手数料	0	4	0	4	1	Wi-Fi開設手数料 3,000円*1.08	3,240	経
18			備品購入費	100	155	0	255				
	02		機械器具費	0	155	0	155	1	ノートパソコン 129,800円*1.08	140,184	経
								2	ウェブカメラ 13,300円*1.08	14,364	
								合計 193,732円			

○ 山陽小野田市災害対策本部条例

平成17年条例第172号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員、その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

○ 災害対策基本法

(市町村災害対策本部)

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - (1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - (2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

○ 山陽小野田市防災会議条例

平成17年条例第173号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、山陽小野田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 山陽小野田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 山口県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 宇部・山陽小野田消防組合消防長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員及び職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) その他市長が特に必要があると認めて任命する者
- 6 前項の委員の定数は、40人以内とする。

7 第5項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

○ 災害対策基本法

(市町村防災会議)

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例で定める。

(都道府県防災会議の組織)

第16条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。

3・4 略

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

(2) 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長

(3) 当該都道府県の教育委員会の教育長

(4) 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長

(5) 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者

(6) 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

(7) 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、当該都道府県の知事が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。